

平成22年度 町行政施策及び予算要望について

要望日 平成21年11月20日

回答日 平成21年12月18日

進捗状況報告日 平成22年9月中旬予定

総務常任委員会所管事項(総務部及び消防関連)

要望事項	回答	進捗状況
1 事務事業の効率化		
① 行政評価システムの構築(外部評価の確立等)	外部からの評価を取り入れる際には、より多くの町民から公平に意見を聴取することに留意し、平成22年度実施に向け、評価すべき対象や手法等を含め検討を進めております。	
2 職員管理と資質の向上		
① 臨時職員採用指針の策定	臨時職員等雇用管理規則を見直し、原則公募制を明記しました。	
② 資格取得制度の導入	対象とする資格、取得支援等の内容、支援等を行う条件等について、調査、研究中であります。	
③ 職員の接遇研修の充実	例年、接遇・電話対応研修、民間企業実習、CS(customer satisfaction:顧客満足)向上研修などを実施しています。また、社会情勢等の環境変化に対応した新たな取組みも検討いたします。	
3 役場庁舎の耐震化の早期実現	平成21年9月補正にて耐震診断・補強設計を予算化しました。耐震診断は11月に入札・契約を行い、診断結果については年度末になる予定です。補強設計については、診断結果に基づき速やかに発注手続きを行う予定です。	

要望事項	回等	進捗状況
4 入札制度の見直し		
① 分離分割発注の推進	建物本体や電気設備, 空調設備など工種ごとの分離が可能な建築工事については, これまで同様分離発注に努めます。土木工事は, 工区を分離するいわゆる分割発注が主となりますが, 工事経費や工事の内容及び工程, 現場周辺の住民への影響など, 諸条件を勘案・検討しつつ, 引き続き分割発注を行ってまいります。	
② 随意契約の見直し	契約事務に関しては, 随意契約に限らず, 地方自治法, 同法施行令, 町契約規則等に基づき適正な運用に努めております。これまで随意契約で行ってきたものについても, 監査委員の指摘に基づき, 見直しを行い, 可能な限り競争入札への移行を進めてまいります。	
③ 町内業者の育成と受注機会の拡大	地域経済発展のため, 公平・公正・透明性を図りながら, 町内業者の育成と受注機会の拡大に努めてまいります。	
5 公共交通網の整備推進		
① 高速バスの存続	高速バスについては, 稲敷市, 美浦村, 阿見町の3市町村の補填により運行を行っていることから, 今後とも引き続き3市町村と事業者による調整を行い, 存続を図ってまいります。	
② 江戸崎方面への路線バスの維持	江戸崎方面への路線バスは東西の幹線ルートと認識しており, 今後も関係市町村と連携し, 運行維持について継続的に主張してまいります。	
③ 交通弱者への具体的な対応	交通弱者への対応としては, 平成20年8月に「阿見町地域公共交通活性化協議会」を設立し, 町内の公共交通の総合的な改善を図るための基礎とする「地域公共交通総合連携計画」の策定に取り組んでおり, この計画に基づいて対応してまいります。	
6 町界町名地番整理事業の区画整理地内の早期実現	中郷区画整理区域については, 隣接する地域の一部を含め, 換地処分(平成22年3月～6月)に合わせ実施します。本郷第一土地区画整理区域, 吉原土地区画整理区域についても, 換地計画に合わせ実施していきます。	

要望事項	回等	進捗状況
7 救急医療の充実		
<p>① 救急医療体制の確立(受入れ拒否の対策等)</p>	<p>救急業務における受け入れ拒否の問題については、全国の消防機関の喫緊の課題であり、当町でも救急2次告示医療機関において救急専門部門が縮小されたことなどが要因となり、ここ数年拒否の割合が増えています。</p> <p>茨城県としても消防法の改正を受け、受け入れ拒否対策として「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」の策定を進めているところであり、今年度中に完了する予定です。</p> <p>平成22年度以降は当該基準の適切な運用と、関係救急告示医療機関との連携体制を強化し、また、町内の医療機関に対しても、医療関連の協議会等の機会に積極的な受け入れを要望することで、より適切な救急搬送体制を構築していきたいと考えております。</p>	
<p>② 救急救命講習の拡充</p>	<p>平成6年から、実施要綱に基づき救急救命法の普及に努めてきたところであり、基礎的な講習を含めると既に1万人を超える方々が受講しており、その内、修了証が交付される認定講習(3時間以上)を受けた方は、7,540人となっております。</p> <p>平成16年にAEDの使用が一般開放されて以来、受講要望も増加していますので、平成22年度以降についても年間受講者1,000人を目標に掲げて積極的に推進してまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
8 防火対策の強化		
① 水利不足地域への対応策の確立	水利不足地域への消防水利の確保を目的として、簡易防火水槽の整備をまいりました。水道管が埋設された地域については、消火栓を設置し、簡易防火水槽については、充足率の低い地域に移動するとともに、平成21年3月に配置した8t水槽車及び既存の10t水槽車を活用して消防水利の確保を図ってまいります。今後とも、水利不足地域に対しては、消防団・区長を通じ防火水槽設置場所の選定を引き続きお願いしてまいります。	
② 空家・荒廃地の管理対応策の強化（指導無視者への対	空家及び荒廃地の管理については、火災予防条例により所有者等に対し防火上安全に管理するように指導するとともに、防犯及び環境美化を管轄する関係各課と連携を図り粘り強く指導してまいります。	
9 予科練平和記念館のPRの推進	記念館ホームページや特別展ポスター、チラシ配布などを通して積極的な情報発信を行います。また、旅行代理店、教育機関等への担当者の訪問、さらには、各種イベントへの参加など商工観光課や関係機関との連携を図り積極的なPRを推進してまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
民生教育常任委員会所管事項(民生部及び教育委員会関連)		

民生部

要望事項	回等	進捗状況
1 町民あがての「健康づくり運動」の実施		
① 年度ごとに健康づくり運動の目標を定める。	年度ごとに健康づくり運動の目標を定めることについては、「あみ健康づくりプラン21」の体系に基づき、年度ごとに取り組み目標を定め、「あみ健康づくりプラン21幹事会」において、実績を評価し推進していくよう考えております。	
② 検診率の向上特に成人病・がん検診	平成20年度の健診制度の改正により、これまでの成人病のもととなる個別疾患の早期発見などを目的とした健診から、40歳から74歳を対象に内臓脂肪に着目した生活習慣病健診として「特定健康診査」を各保険者が実施するようになりました。現在、町としては、平成20年3月に作成した町国民健康保険加入者を対象とした「特定健康診査等実施計画書」により受診率の向上に向けた取り組みをしているところです。また、がん検診については、国が「がん対策推進基本計画」により、がん検診の受診率の目標を50%以上と定め、平成21年度には、女性のがん検診の受診率を向上させるため、国の単年度補助事業として「女性のがん検診事業」を実施しているところであります。町としては、この補助事業の状況を参考に受診率向上に向けた取り組みをしていきたいと考えております。	
③ 老人クラブに健康づくりの重点施策をおく。	老人クラブに対する健康づくりの取り組みとしては、新たに設立された老人クラブに対し、介護予防を目的とした町事業の「つるかめ教室」や茨城県で取り組んでいる「シルバーリハビリ体操」等の実施及び普及に向け周知をしていきたいと考えております。	

要望事項	回答	進捗状況
2 各行政区の老人クラブの活性化とクラブ結成の促進		
① 全行政区の結成を目指す。	平成21年11月現在、単位老人クラブは66行政区のうち、33行政区に結成されました。未設立の行政区に対する単位老人クラブ設立に関しては、年3回程度の広報あみでの周知や、設立に関する相談・支援の案内を随時行っており、今後とも、継続的な設立・運営支援を町老人クラブ連合会事務局と協働して実施してまいります。	
② クラブ結成の最低人数を10名とする。	平成20年4月1日より、単位老人クラブに対する補助基準をこれまでの30名以上から20名以上へ引き下げを行いました。その後、平成20年度には4つの単位老人クラブ(中央東友愛会、中央北健睦会、レイクサイドシルバー会、上長福寿会)、平成21年度には2つの単位老人クラブ(立ノ越くるみ会、追原老人クラブ)が設立されています。補助基本額の改正後、毎年度クラブが設立されていること、また、老人クラブ設立に関する支援活動及び問い合わせの中では、会員数が20名に満たないことでクラブ設立ができないという相談はないことから、クラブ結成の最低人数及び補助金基本額については、当面は現行基準により対応してまいります。	
③ 補助金基本額の増額と人数による割増制を導入する。	②の回答に同じ	

要望事項	回等	進捗状況
<b>3 少子化対策の充実</b>		
① 中学3年生までの医療費の無料化	現時点で中学3年生までの医療費の無料化については、考えておりません。ただし、県においては、平成22年度に対象年齢を拡大することが見込まれていますので、今後その動向を十分見極めて検討してまいります。	
② 不妊治療における町補助金の回数、期間の制限の撤廃及び所得制限の緩和並びに補助金の増額	町不妊治療費助成事業については、茨城県不妊治療費助成事業に該当した方に対し、茨城県の助成額を除いた治療費について、5万円を上限に助成する事業として実施しております。現在は、平成19年度の茨城県の助成制度の緩和に合わせて補助の回数を「各年度2回まで、通算して5年度まで」と引き上げるとともに、対象者の所得要件を「夫婦の前年所得の合計額が730万円未満」として実施しています。対象者には、町の制度についてパンフレットを配布するなど広く周知を行い、申請数も20年度から伸びている状況です。	
<b>4 放課後の児童の受け入れ態勢の強化</b>		
① 放課後児童クラブの強化と放課後子供プランの早期全校実施	放課後児童クラブの強化については、これまでの月曜日から金曜日での実施に加えて、より一層の充実を図るため、各小学校区とも試行的に毎月1回、第2土曜日に実施する予定です。また、放課後子どもプランについては、平成22年度より阿見第一小学校及び舟島小学校において実施するとともに、その進捗と成果を検証しながら、その他の小学校についても段階的に導入を検討してまいります。	
② 小学1年生から6年生までの完全受け入れ	現在、放課後児童クラブの受け入れは、平日のクラブでは小学1年生から3年生までとしています。長期休校時のクラブにおいては、受け入れ施設の状況などにより6年生までを対象に受け入れています。平日のクラブにおいても、施設の状況や児童数等を考慮して受け入れを可能な限り実施している状況です。しかしながら、開設場所の確保と指導員の確保に苦慮している現状からは、高学年までの完全受け入れの対応は不可能と思われます。	

要望事項	回等	進捗状況
<p>③ 学校施設内での受け入れ</p>	<p>放課後児童クラブの実施場所については、基本的に学校施設内で実施したい考えであり、学校・教育委員会との協議を持って可能な限り学校施設内で実施しております。</p> <p>受け入れ児童数の現状から、第一小学校に専用施設を建設している状況で、阿見小学校区・本郷小学校区・舟島小学校区においては、学校・教育委員会と協議をしていますが、教室の確保の面から厳しい状況にあるところです。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
<p>5 障がい者に優しいまちづくり</p> <p>① 社会福祉法人「あすなろ」への助成金増加と理事派遣</p>	<p>社会福祉法人あすなろ会「AMI福祉工場」については、「障害者自立支援法の施行について」(平成18年3月31日付)の国からの通達により、平成23年度末までには、障害者自立支援法に基づいた運営に移行しなければならないことから、平成21年2月1日に、障害者自立支援法に基づいた運営として「就労移行支援事業」に移行し、また、10月1日に「就労継続支援B型事業」を併設し、障害者への就労訓練事業所として福祉サービスを展開しているところです。</p> <p>町内には、社会福祉法人あすなろ会「AMI福祉工場」(町内者10名)を含め、社会福祉法人「恵和会」(町内者5名)や社会福祉法人「若草園」(町内者4名)の3施設が同様の障害福祉サービス事業を行っており、町ではそれぞれ町内の障害者の通所日数に応じた福祉サービス費を支払っていますので、公平公正の観点からも、「AMI福祉工場」に対し特別に助成はできないものと考えております。</p> <p>理事派遣については、平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長通達の「社会福祉法人の認可について」によって「関係行政庁の職員が法人の役員になることは社会福祉法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当ではなく、差し控えること」となっていることから、社会福祉法人「あすなろ会」へは理事派遣はできないものと考えております。</p> <p>町としては、「AMI福祉工場」はもとより、町内障害者福祉サービス事業所への支援については、障害者自立支援法に基づき事業等の推進に努めてまいります。</p>	
<p>② 障がい者の自立した生活に向けての援助拡大</p>	<p>現在、障害者の自立支援に向けて、ホームヘルパーの提供や施設入所などの支援、日常生活を不安なく送れるような訓練や就労への訓練、地域での生活が円滑にできるように地域生活支援事業による給付、障害者が安心して在宅で暮らせるように住宅整備への支援など、町では障害者が自立した生活が営めるよう支援に努めております。今後は、現在の支援内容を踏まえ国や県の動向を見ながら、阿見町障害者施策推進協議会を中心に、障害者福祉施策に取り組んでまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
③ 障がい者の各種交流事業への参加推進	<p>障害者の交流事業は、阿見町障害者福祉協議会を中心に地域障害者スポーツ大会・県身体障害者スポーツ大会への参加、宿泊レクリエーションなどを行っています。また、平成21年度より一般町民との交流として「阿見いきいきクラブ」のスポーツ体験会にも参加し、一緒にスポーツを行いながら交流を図っているところです。障害者が交流事業に参加するために、移動やコミュニケーションに不安がある場合は、移動支援、手話通訳者等の派遣を行い、障害者の交流機会に努めています。</p> <p>町内の障害者施設については、さわやかフェアに参加し交流を始めたところであり、これを機会として今後、交流の拡大を図って行きたいと考えております。また、学校・保育所でも従来より特別支援学校との交流事業を行っています。今後も、障害者同士の交流はもとより、一般町民との交流の機会を増やして行きたいと考えております。</p>	
④ 阿見町難病患者福祉手当の増額	<p>町では、茨城県より特定疾患医療給付費の支給を受けている難病患者に、月額3,000円の手当を支給しております。この金額は県内各市町村と比べても低い金額ではなく、また、この手当は見舞金的なものであることから金額は妥当なものとして認識しておりますので、現時点では手当の増額は考えておりません。</p>	
⑤ 公共施設のローカウンター化(各受け付け窓口の1部)	<p>新たな公共施設の整備においては、ローカウンターの設置を含めたバリアフリー化の推進など障害者や高齢者にやさしい施設整備を行っています。</p> <p>役場庁舎1階については、平成22年5月の開設を目指し総合窓口化を検討中であり、接客窓口にもローカウンターを設置することを計画しています。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
6 医療費削減策の促進		
<p>① 健康づくり体制の一元化(庁内全ての健康づくり事業を「健康づくり課」で集中して管理し、実施は関係各課に振り分ける。)</p>	<p>町民の健康づくりの推進については、基本的には健康づくり課が整理することになりますが、健康づくりは広くとらえられるものであり、健康づくり課だけで対処できるものではないので、「あみ健康づくりプラン21」に基づき、関係各課がプランを理解し、系統的に対応することを基本的な考え方として実施したいと考えております。</p>	
<p>② ジェネリック薬品の利用促進(啓発活動を大々的に実施する。)</p>	<p>町では、医療費抑制の一環として、ジェネリック医薬品の普及促進を図るため、町内の保険医療機関や保険調剤薬局に対して、ジェネリック医薬品の使用促進について書面による協力依頼や、国保世帯に対して、「ジェネリック医薬品お願いカード」を配布するとともに、広報紙やホームページにおいて周知・啓発に努めておりますが、更なる普及促進を図るため、本年12月から生活習慣病や慢性疾患の治療のために医薬品を長期服用している国保被保険者の中で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の軽減額が大きい人を対象に、軽減額の個別お知らせ通知「ジェネリック医薬品のご案内」を実施します。</p>	
<p>③ ジェネリック薬品利用者の薬価代無料化の検討(無料化しても町が現在負担している額より少なくなる。)</p>	<p>薬価代の無料化については、一種の医療費の助成と考えられますが、医療費助成は、生活の安定や福祉の向上に寄与することを目的とする制度であり、ジェネリック薬品の薬価代だけを無料にすることは、その趣旨と異にすることから実施することは考えておりません。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
④ インフルエンザ予防接種の集団実施(各公民館等での実施)	<p>インフルエンザ予防接種については、平成13年の予防接種法改正により、予防接種が高齢者のインフルエンザの発病防止や重篤化防止に有効であることから、市町村が実施する定期の予防接種となり、その実施にあたっては、「インフルエンザ予防接種実施要領」に基づき実施することになっております。</p> <p>この実施要領において、インフルエンザ予防接種の場所については、十分な予診や被接種者の意思確認を確実に行って実施するため、医師が医療機関で行う個別接種を原則とし、例外として、予防接種を実施する際の事故防止・副反应对策等の十分な準備がなされた場合に限り、自宅、入所施設、入院施設等において実施しても差し支えないとされております。したがって、公民館等での集団接種の実施など原則によらない方法による接種については、実施は考えておりません。</p>	
⑤ 公共施設に医療器具・健康増進器具の設置(特にまほろば及びさわやかセンター)	<p>身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的としている医療器具、健康増進器具の設置については、器具の使用にあたって専任の指導者の配置などを要することから、福祉センターまほろばやさわやかセンターなどの公共施設での設置は考えておりません。</p>	
7 福祉ボランティアの積極的支援と育成		
① ボランティア団体への助成強化	<p>平成18年4月1日より、阿見町地域福祉資金民間福祉活動補助金交付要綱を制定し、ボランティア活動を始めようとする団体の支援を行っております。また、すでに活動を始めている団体については、今後新たに事業を行う場合に限り補助対象となっております。今後もPR等の強化に努めながら、ボランティア団体等の支援を推進してまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
② 養成講座の継続的開設	ボランティア養成講座としては、中学生いきいき介護教室は社会福祉協議会に委託していますが、介護体験の入門講座として定着しつつあります。また、社会福祉協議会では福祉体験学習や傾聴ボランティア講座を継続して行いボランティアの育成に努めております。今後も養成講座の継続的開設に取り組んでまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
8 高齢者福祉の充実		
<p>① 特別養護老人ホームの新設(町介護保険の枠外で設置する。)</p> <p>例 東京では土地・人件費が高く特別養護老人ホームは建設困難なため 待機人員が多い。このため阿見町所有の土地を提供し、東京都で建設、管理運営し一部町民を入所させる。</p>	<p>介護保険施設の設置については、制度上、都道府県の事業計画において県内をいくつかの圏域に分け、圏域ごとの利用見込み者数に基づき施設数の枠を設定しています。市町村では、この圏域ごとの設置枠の中で、各市町村の事業計画において、それぞれの利用見込み者数を算出し、必要な施設数を設定しています。</p> <p>町でも、町の事業計画に基づき、平成19年度に特別養護老人ホームを1箇所公募し、平成22年7月に南平台地区に開設される予定となっています。今後も事業計画に基づき、需要に応じた施設の整備を行ってまいります。</p>	
<p>② 住宅改修・福祉用具購入時の償還払い制度の廃止</p>	<p>住宅改修・福祉用具購入時の償還払い制度は、介護保険法に定められた制度ですので、償還払い(被保険者が利用時に全額支払い、申請後利用料の9割分が返還される)制度自体を廃止することはできませんが、保険者である市町村が、独自の裁量で受領委任払い(被保険者は利用時に自己負担分の1割分だけを支払い、事業者が9割分を請求する)を実施することは認められています。</p> <p>当町でも、来年度からこの受領委任払い制度を導入するため、事業手法の検討及び要綱の整備等に向けた作業を行っています。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
教育委員会		
要望事項	回等	進捗状況
1 学校施設のバリアフリー化の計画的な推進		
① 車いすの対応のトイレ設置	学校施設については、現在、耐震化工事を優先して進めておりますので、バリアフリー化等については、学校新設計画や学校統廃合計画の検討に合わせて計画してまいります。	
② 車いすの階段昇降機の設置	①の回答に同じ。	
③ 段差無しの入出口等の整備 (すべての小中学校への実施が困難であれば、小中学校各1校をモデル事業として実施すること。)	①の回答に同じ。	
2 各小中学校に洋式トイレの設置	現在、全小中学校のトイレ洋式化率は、平均29%です。今後、洋式化率50%を目標に、学校と協議しながら洋式化率の低い学校から順次整備を行ってまいります。	
3 学校給食への安心安全な地元農産物の積極的な取り入れ	平成21年度より物資納入業者に対し、学校給食物資取扱要項のなかで「可能な限り地場産物を使用すること」と一文を追加し積極的な地場産物の納入をお願いしています。今後も時期に応じた地場農産物を使用した献立作成を行いながら地場農産物の活用を図ってまいります。	
4 通学路の安全確保について関係部課への積極的な働き		
① 防犯灯の設置(特に朝日中新道沿線)	防犯灯の設置については、町民活動推進課において対応し、防犯施設の充実を図っています。朝日中地区の新道については、防犯灯設置のための予算を12月の補正予算に計上しております。	
② 通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の除去(罰則ある条例の設置)	通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の除去については、関係各課と密接に連携を図るとともに、地域の協力を得ながら対応してまいります。	
③ 通学路の舗装	通学路の舗装については、建設課において対応しており、問題解決が図れるように各区長及びPTA並びに学校関係者と協議してまいります。	
④ 通学路の危険個所の把握とその解消	通学路の危険個所の把握とその解消については、児童生徒の安全確保を図るため、各小中学校で通学路の安全点検を常時行っています。今後もより一層の安全確保を図ってまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
5 中央図書館・公民館の利便性拡大		
<p>① 図書館の利用時間延長(夏季時間の設置 5月から9月の間, 利用時間を午後8時にする。)</p>	<p>利用時間の延長については, 平成22年度より平日午後7時までの開館延長に取り組みます。また, 夏期時間の設置や午後8時までの開館延長については, 午後7時の開館延長の検証を行った上で, 検討していきたいと考えております。</p>	
<p>② 図書館・公民館の休館日を少なくする。特に祭日の休館日を無しにする。</p>	<p>図書館の祝祭日の開館については, これまでも実施しており, 平成21年度は286日の開館日数となります。平成22年度から月曜日・年末年始以外の祝祭日を開館する計画であり, 291日開館(県内4位見込)となる予定です。 公民館及びふれあいセンターの祝日の開館については, 人為的・運営的な面の両方から調査研究を図ります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
産業建設常任委員会関連(生活産業部及び都市整備部関連)		

要望事項	回等	進捗状況
1 道路整備事業の推進		
① 行政区からの要望路線整備の早期実現(町単独の予算増額)	財政状況がたいへん厳しいところですが、国(まちづくり交付金)の補助制度を活用し、予算の確保・増額を計り、町民の要望に応えられるよう推進してまいります。	
② 荒川沖寺子線の延伸(柏根まで)	<p>都市計画道路荒川沖・寺子線については、今年9月28日に荒川本郷地内の約1kmが開通しました。さらにその延伸であり、三区地内で都市計画道路中郷寺子線と接続するまでの1km余りの区間については、平成25年度に竣工となる事業計画を策定しております。</p> <p>なお、平成22年度は、県道土浦・竜ヶ崎線までの区間、約700mの用地買収を「まちづくり交付金事業」で、さらにその東側の区間、約350mの用地測量、詳細設計及び用地買収を「地域活力基盤創造交付金事業」で実施する予定です。しかし、国庫補助事業での整備となることから、事業計画は国の予算編成しだいで大幅に変更されることが考えられます。</p> <p>また、柏根までの延伸となる都市計画道路寺子・飯倉線については、町の道路ネットワークにおける重要性及び「あみプレミアム・アウトレット」のオープンに伴う交通量の増加等で整備の促進が望まれますが、多額の事業費が伴うため、整備時期は町の財政状況等を勘案して検討いたします。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
<p>③ 竜ヶ崎・阿見線の全線開通に伴う危険個所の信号機設置(東部工業団地とつくば南工業団地のT字路交差点)</p>	<p>県道竜ヶ崎・阿見線バイパスについては、圏央道阿見東インターチェンジから県道稲敷・阿見線まで一部暫定2車線にて供用しております。</p> <p>東部工業団地内の町道とのT字路交差点は、将来県道が4車線で供用する際、信号機の設置がなされるよう竜ヶ崎工事事務所から警察に対し協議を行っております。しかし4車線での供用までの間は、町としては2車線の状態であっても交通量の増加や状況に応じ、関係機関と調整を図りながら適切に対応してまいります。</p> <p>筑波南第一工業団地近接の県道稲敷・阿見線とのT字路については、その先国道125号バイパスまでの約1.1Kmの区間が平成23年頃の供用を予定しており、この際に十字路形態の交差点となります。</p> <p>信号機については、地元行政区からも早期設置に向けた要望をいただいていることから、町として竜ヶ崎工事事務所及び警察に対し、早急な対応が図られるよう働きかけを行っている状況です。</p>	
<p>④ 県道土浦・竜ヶ崎線バイパスの早期実現</p>	<p>県道土浦・竜ヶ崎線バイパスについては、本年7月に『あみプレミアム・アウトレット』のオープンに合わせ、牛久市側から牛久阿見インターチェンジまでの区間が暫定2車線にて供用しました。</p> <p>インターチェンジ北側から荒川本郷方面については、県道土浦・稲敷線までの約2kmの区間において事業化されております。</p> <p>本年9月に、町は県から用地買収に関する委託を受け、町としても積極的に用地買収に関り事業の推進を図っております。今後も全線開通に向け引き続き県に要望していきます。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
⑤ 通学路の歩道整備の早期実現(本郷小学校地区, 阿見小学校フタムラ化学)	<p>本郷小学校通学路である町道1147号線については, 通学路の歩道整備が必要であります, 一部の協力が得られておらず現在に至っております。荒川本郷地区の地区施設の整備と併せ, 都市計画道路南大通り線につながるように, 町道の線形を決め通学路の歩道整備として考えております。</p> <p>阿見小学校通学路である町道0104号線については, 都市計画道路廻戸・若栗線の計画があり, 事業実施に併せて歩道整備を進めてまいります。</p>	
⑥ 町道の側溝フタ掛け及び危険個所の積極的改良促進	<p>町民からの要望を積極的に受けるとともに随時調査を行いながら整備を推進します。</p> <p>新設改良事業及び排水整備事業につきましては, 蓋付の側溝を用い整備をしております。</p>	
<b>2 観光振興事業の充実</b>		
① 観光協会の設立	<p>町では, あみプレミアム・アウトレットの開業や予科練平和記念館の開館などにより, 今後, 町の認知度が高まり, 多くの観光客の来訪が見込まれるところであります。</p> <p>そのため, 町のイメージアップと誘客の促進を図り, あみプレミアム・アウトレット, 予科練平和記念館, 霞ヶ浦などを活かした周遊観光の推進や観光プロデュース会議の提言の具現化事業などの観光施策を持続的に実施していく必要があります。</p> <p>こうした点から, 町としては, 県内のほとんどの市町村にみられ, これらの観光施策を円滑に行うことができる観光協会の設立について, 会員の確保や会費等の財源など様々な課題もありますが, 検討していきたいと考えております。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
<p>② 霞ヶ浦湖岸散策事業の具体化(サイクリングロードの実現など)</p>	<p>霞ヶ浦湖岸の活用については、首都圏自然歩道「関東ふれあいの道」として位置づけられている「予科練ゆかりのみち」について観光パンフレットやあみ広報などを使ったPRなどにより、サイクリングやウォーキングなどの利用の促進を図っているところであります。</p> <p>平成22年度には、更なる利用促進を図るため、茨城県自然歩道利用促進協議会と連携し、IBARAKIウォークフェスティバルの開催を予定しており、今後は、案内看板の整備や広報紙、ホームページ、ポスター、チラシ、観光物産キャンペーンなど様々な広告媒体や機会を通して広くPRを行ってまいります。</p> <p>なお、サイクリングロードとしての本格的な利用については、霞ヶ浦湖岸公園構想の段階的な実現に向けた検討の中で考えてまいります。</p>	
<p>③ 観光ルートの創設(町内を回遊できるようなものなど)</p>	<p>町内に存する観光資源を活かした観光ルートの紹介については、今年度、「あみ観光ドライブマップ」を作成し、あみプレミアム・アウトレットや霞ヶ浦、予科練平和記念館などを結んだモデルルートを設定しPRしているところです。また、現在、「観光DVD」と「歩くマップ」については、観光プロデュース会議での議論等を基に、年度内の完成に向けて作成しているところです。</p> <p>今後は、町内の企業見学や予科練に関する近代化遺産を巡る産業観光や農産物の収穫等の体験観光、さらには、現在、観光プロデュース会議で議論している竹林などの観光資源とを結びつけたルートづくりなどを行っていくとともに、あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館など町内8箇所へ広域観光案内板を設置し、町内への回遊を促進していきます。</p> <p>また、周辺市町村と連携し、霞ヶ浦広域観光マップなどを作成しPRしているところですが、霞ヶ浦湖岸にある、例えば、土浦の霞ヶ浦総合公園や予科練平和記念公園、稲敷の和田公園などをサイクリングで巡るといった広域周遊観光についても推進していきたいと考えております。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
④ 特産品開発への支援	<p>町の特産品については、観光パンフレットやホームページ等の広報媒体、ヤーコンフェアやれんこん料理フェアなどのイベント、県や県観光物産協会などと連携した観光キャンペーンなどにより、広くPRに努めているところです。</p> <p>特産品開発への支援策については、平成20年度に「がんばる商店街支援事業」を活用した予科練クッキーの例がありますが、その他、地域産業資源等を活用した新商品の開発などで、専門家等によるアドバイスや低利融資などが受けられる、国の「中小企業地域資源活用プログラム」や、地場産業の育成を図るための新商品開発や販路開拓等に助成が受けられる、県の「地場産業等総合支援事業」などがありますことから、これらを活用し、地域特産品の取り組みに対し支援してまいります。</p>	
⑤ 物産館の建設	<p>町では、あみプレミアム・アウトレットの開業や予科練平和記念館の開館などにより、これまでになく町内外から数多くの観光客の来町が見込まれていることから、それらの集客を活かし、広く町の特産品を紹介・販売するための物産館の必要性については認識しているところであります。</p> <p>しかしながら、物産館の管理・運営等の事業主体としては、町が直接的に行うことよりも、JAや商工会等の団体が行うことが望ましいものと考えており、これら団体と行政が一体となって、整備財源や採算などについて、十分に協議・研究していくことがまず必要であると考えております。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
<p>⑥ 大室ストックヤードの活用</p>	<p>大室ストックヤードは、「霞ヶ浦湖岸公園構想」において霞ヶ浦と一体となったレクリエーション的ゾーンに位置付けられています。  しかしながら、財政事情等により公園整備に重点配分することが困難であることから、現在は暫定措置として、地権者組合に対し菜の花等の景観作物の栽培を「フラワーコリドール事業」として委託しているところです。  跡地利用については、当面は現状維持として地権者組合との間で了承されていますが、今後は公園構想の見直しに着手する予定であり、その中で事業化等を検討してまいります。</p>	
<p>3 商業・工業活性化事業の推進</p>		
<p>① まい・あみクーポン券への助成(1,000万円の固定補助)</p>	<p>町商工会では、平成22年度においてもプレミアム付き商品券として「まい・あみクーポン券」の発行を計画しており、町としても、当事業の継続が町内の個人消費の拡大を促し、地元商業の振興が図られるものと期待しているところです。  そのため、当事業の実施にあたって、県内他市町村の商品券発行の状況等を調査し、町商工会と協議を行い、プレミアム相当額と発行事務費のそれぞれ50%について助成することとしております。  町がプレミアム相当額の100%である1,000万円の固定補助をすることについては、商工会の自主性を阻害することにもなりかねないものと考えるとともに、町の財政状況も厳しい中でありますので、町が支援できる最大の内容として理解していただきたいと考えております。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
<p>② 後継者育成支援の推進(町単独での支援)</p>	<p>商工業後継者の育成支援については、県及び商工会と連携を密にし、町内事業者に対する公的融資の斡旋や融資制度を含めた経営安定化に係る各種情報の提供を通じ、支援体制の充実に努めています。</p> <p>また、県及び財団法人茨城県中小企業振興公社が「いばらき産業大県創造基金助成金交付事業」として実施する「いばらき地域資源活用プログラム」があります。その一つとしての「地域資源活用等創業支援事業」では、農林水産物や観光資源などの地域産業資源等を活用して創業しようとする起業家に対し、製造や調査研究費等を助成するものとなっております。</p> <p>今後、町といたしましては、融資制度等を活用した経営安定化を引き続き図っていくとともに、町商工会等から情報の提供を受け、中小企業支援センターが実施するマネジメントエキスパート派遣事業による専門家派遣制度等を活用しながら、事業者の経営基盤を改善し、後継者の育成を図っていきたいと考えています。</p>	
<p>③ 予科練平和記念館敷地内での特産品販売(関係団体)</p>	<p>JAや商工会等が予科練平和記念館敷地で、特産品の販売を目的に利用することは可能であると考えております。町としても、地元の新鮮な野菜や工芸品等のPR、販売の支援に努めていきたいと考えております。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
④ 自治金融への補助(利子全額補給)	<p>自治金融における利子補給について、町では、金融機関から融資を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において、利子の半分相当に当たる年率1%の補給をしています。</p> <p>県内では、約4割の市町村において利子補給を行っておりますが、ほとんどの市町村においては、阿見町と同様に年率1%程度の補給を行っている状況にあります。</p> <p>については、貸付金利利率の推移や県内市町村の状況等を鑑み、町の財政状況も厳しい状況にありますので、利子補給については、当面現補給率を維持継続していくことと考えています。</p>	
⑤ 振興金融の設立	<p>振興金融は、自治金融に比べて多くの融資金額が活用できるのが特徴となっております。</p> <p>県内では、7割以上の市町村において振興金融を活用しておりますが、自治金融に比べ利用頻度は低く、一市町村あたり、月1件程度の融資状況となっているところ です。</p> <p>また、導入には、預託金や損失補償金、或いは、利子補給金といった、町の財源負担が大きいことも考慮する必要があります。</p> <p>については、町でも、振興金融の導入は中小企業の支援策のひとつと考えておりますが、現在振興金融に代えてセーフティネット(緊急保証)融資を受ける中小事業者が多いことや町の財政も厳しい状況でありますことから、その必要性や財源の確保などについて今後検討していきたいと考えております。</p>	
⑥ 町内企業の外部発注については、町内中小企業の活用を図る。	<p>町内中小企業の活性化を図るため、引き続き、町内の工業団地等に立地する企業に対し、工業に関する懇談会等の場を活用し、各種の情報提供を行っていきます。</p>	
4 農業振興対策の促進		
① 地産地消の推進	<p>地元の安全・安心な農産物を広くPRするため、農協や直売所等と連携を図りながら阿見町農産物推奨事業を推進します。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
② 「あみまちを食べよう学校給食推進事業」への支援	「新鮮・安心・美味しい」地元の農産物を活用し、子供たちに「顔」の見える学校給食を提供します。併せて、生産者や栄養士の人たちの話を紹介し、地場農業を知る食農教育を推進します。	
③ グリーン・ツーリズムの推進	タケノコ・ヤーコン等、町の農産物を活かした収穫体験などを行うグリーン・ツーリズム(ワンデープラン・イン・いばらき)を推進します。	
④ 特産品創出への支援	地場農産物を積極的にアピールするための、阿見町農産物推奨事業を積極的に推進し、町の農産物のブランド化を目指します。	
⑤ 認定農業者の確保への支援(条件の緩和)	農業の担い手である認定農業者に対する国の各種支援措置の周知を図るとともに、認定基準に近い農業者に対して条件面での柔軟な対応が図れるよう検討し、適切な支援・指導のもと新たな認定農業者の育成・確保に努めてまいります。	
⑥ 農業後継者の育成支援	町の農業振興の中核となる若い人材を確保・育成するため、情報提供や相談活動等を通じ、後継者の活動団体や新規就農者等の人材に対して、安定的な農業経営が構築できるよう各種の支援を行ってまいります。	
⑦ 遊休農地対策の更なる推進(滞在型農園の推進や市民農園としての貸出し等)	ふれあい農園・ふれあい菜園の充実を図るとともに、遊休農地を活用した特定農地貸付法による市民農園開設を誘導・支援します。また、耕作放棄地対策協議会を中心として、抜本的かつ特色ある耕作放棄地解消対策を推進します。	
⑧ 農産物加工への支援	農業生産額の向上及び耕作放棄地解消対策として、農産物加工品への取り組みを支援していきます。	
5 雨水排水対策事業の推進		
① 乙戸川, 桂川改修整備	乙戸川の整備については、継続して国・県へ早期整備要望を行ってまいります。桂川については、茨城県に一級河川格上げの要望を行っていますが、機能維持整備を引き続き推進してまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
<p>② 都市排水路, その他排水路の整備</p>	<p>荒川本郷地区の新市街地では, 雨水排水対策事業として雨水の管渠整備が平成19年度で完成しています。</p> <p>下流部の調整池の整備については, 独立行政法人都市再生機構の計画していた区画整理事業が廃止になったため, 平成22年度に調整池の全体計画を再検討し現在の事業計画を見直します。</p> <p>また, 茨城県施行による吉原東土地区画整理事業では, 事業年次計画に基づき平成22年度においても調整池関連の事業を中心に雨水排水整備を進めていきます。</p> <p>さらに, 荒川沖・住吉地区の雨水排水の流末である乙戸川は, 牛久市地内で改修が進められていますが, 本地区までは長い期間を要するため, 当面の対策として, 乙戸川調整池の早期整備を茨城県に対し継続的に要望していきます。</p> <p>旧市街地においても, 台風等の大雨による被害の状況を確認しながら災害箇所を中心に雨水排水路の整備推進と既設排水路の維持管理の徹底を図ってまいります。</p>	
<p>6 ゴミと産業廃棄物不法投棄への解決と防止対策</p>		
<p>① パトロールの強化</p>	<p>不法投棄の撲滅と環境美化の推進を図るためシルバー人材センター委託し, 月曜日から金曜日まで監視員が町内をパトロールしております。平成21年度からは, あみプレミアム・アウトレットのオープン後のごみの不法投棄防止対策や町内の不法投棄をなくすため, パトロール時間を1時間延長して不法に行われている盛土や廃棄物の対応とパトロールの強化を図っております。</p> <p>また, ポイ捨てや悪質業者による道路等に不法投棄が後を絶たないため不法投棄監視中の大型看板を設置することにより, 不法投棄の抑制を図ってまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
② 関係団体との連携	平成19年度役場内部に町長を対策本部長，副町長を対策副本部長，各関係部課長，牛久警察署生活安全課長，県南県民センター副参事，顧問弁護士による「不法盛土等対策本部」を立ち上げ組織強化に取り組んでおります。 また，最近の残土を含めた産業廃棄物の不法投棄は，悪質かつ巧妙化し，広域的な事件に発展しておりますので，県廃棄物対策課，牛久警察署，県南県民センター環境保安課，地元行政区，更には悪質なグループによる被害市町村で組織しました「広域市町村不法盛土連絡協議会」との連携を図り，早期解決に向けた取組みを強化してまいります。	
③ 吉原地区等の産業廃棄物問題の解決	産業廃棄物による土壌汚染等の対策として，継続的に吉原地内の観測井戸及び集落の各家庭井戸の水質検査を実施し，監視してまいります。	
7 防犯対策の強化		
① 自警団・防犯ボランティアの確保と支援(犯罪多発地域への啓発と自警団の地域への普及推進)	町内には，現在25の自警団が組織されております。引き続き，行政区や防犯連絡員協議会等と連携して，自警団や防犯ボランティアの確保に取り組んでまいります。また，自警団への支援としては防犯グッズの貸与等を引き続き行っていきます。	
② 青色回転灯搭載車のパトロール充実(巡回数の増加)	巡回数の増加を図るため，青色防犯パトロール実施者証取得者の確保に努めてまいります。また，パトロール区域については警察からの情報を基に，パトロールの充実を図ります。	
③ 空き家・荒廃地の管理対応策の強化(防犯と環境美化の観点から)	空家・荒廃地対策については，警察や消防本部など関係機関と連携を図り，阿見町環境美化条例等に基づき，対象者に対して指導文書の発送や，悪質な地権者には，期限を定めて勧告，さらには命令を行い，改善を図ってまいります。	
④ アウトレットへの交番設置要望	県知事及び県警本部長に対し，引き続き要望してまいります。	
8 交通安全対策の強化		
① 危険箇所への信号機設置(既に要望が出されている箇所)	信号機設置については，行政区及びPTA等から要望を受けております。また，町としても必要と思われる交差点については，引き続き牛久警察署と協議し，要望を行ってまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
② カーブミラー・ガードレール・反射板等の安全施設設置の促進	町民からの要望を積極的に受けるとともに随時調査を行いながらカーブミラー・ガードレール・反射板等の交通安全施設の設置を推進します。	
③ チャイルドシート貸出事業の見直し(貸出しから購入補助へ)	チャイルドシートの貸出事業については、10年が経過し、チャイルドシートの着用が町民へ浸透したこと、また、平成22年度から新たに子ども手当が創設される見込みであるため、平成21年度をもって、事業を終了いたします。	
④ 幼児二人用自転車の補助金増額と周知	幼児二人同乗用自転車補助事業は、10月より開始しましたが、補助金の額については、牛久警察署管内で金額を同一にする考えのもと決定したものであり、現在のところ増額する考えはありません。また、補助金創設の周知については、町広報やチラシ等により周知してまいります。	
⑤ 高齢者の交通事故防止対策	警察、安全協会、母の会等と協力し、交通安全シルバー大会や交通教室の開催、さらには高齢者宅訪問等により引き続き啓発し、高齢者の交通事故防止を呼びかけていきます。	
⑥ 飲酒運転の撲滅	警察と連携して広報やホームページ等を活用し、飲酒運転の撲滅を図っていきます。	
⑦ 暗い道路や交差点への照明対策	歩道照明灯については、多額の費用を要することから町全体においても、主要道路を中心に、ごく少数路線の市街地の区間にしか設置していない状況で、国道125号バイパスなどにも設置されていない状況にあります。 歩道照明灯が設置されていない路線については、行政区で防犯灯を設置していただき、夜間の安全対策を図っている状況です。	
9 防災対策の強化		
① 災害時の通信システムの確立	迅速で確実な情報の伝達を行う災害情報システムの構築は必要であることから、平成22年度に整備済み自治体の調査、平成23年度に基本設計を行い、よりよい防災無線システムの整備を図ってまいります。	

要望事項	回等	進捗状況
② 公共施設の耐震化の促進	<p>公共施設の耐震化については、旧基準で建設された昭和56年以前の建物が対象になりますが、順次「基礎調査」「耐震診断」「耐震補強設計」を行い耐震化を進めてまいります。</p> <p>平成22年度においては、阿見小学校・阿見中学校の校舎・体育館の耐震補強工事、朝日中学校の耐震診断等を予定しております。</p>	
③ 民間住宅耐震診断の拡充	<p>防災意識の高まりにより、震災対策の強化が必要とされています。町としては、町民の安全を第一と考えて民間木造住宅の耐震診断を進めてまいります。</p>	
④ 耐震性防火水槽を各中学校区へ設置(100t・飲料水兼用)	<p>耐震性貯水槽の各中学校区への設置については、現在、阿見小学校敷地内に耐震性貯水槽を設置していますが、多額の設置費用を要することから、当面は水道課などが所管する給水源を最大限に活用してまいります。</p>	
⑤ がけ崩れ箇所の点検と整備促進	<p>急傾斜地崩壊危険区域の点検については、毎年、県の職員と巡視を行っています。整備については、土地の所有者等が崩壊しないように努めることになっております。ただし、県が指定した区域において、所有者等が施行することが困難、又は不相当と認められるものについては、県が施行し、町としてもその費用の一部を負担し、整備促進を図ってまいります。</p>	
10 男女共同参画社会の推進(各種委員会・審議会への女性の登用)	<p>阿見町男女共同参画プランに基づき、公募制の導入や委員構成の見直しを図りながら、平成21年4月1日現在24.8%(当初目標設定審議会等のみ)となっている各種審議会等の女性委員の比率を30%以上となるよう努めてまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
11 広告掲載事業の推進	<p>広告掲載事業については、地元産業の振興を図るとともに、自主財源を確保するため、現在、町内に住所又は事業所若しくは店舗を有する者、並びに町内に出店を予定している者を対象とし、町ホームページと広報あみに有料広告を掲載しております。</p> <p>今後とも、あらゆる機会を捉え、有料広告掲載に対するPRを積極的に行い、多くの事業者を利用され、町の産業振興に繋がるよう事業推進に努めてまいります。</p>	
12 農業委員会の独立	<p>農業委員会事務局の統合は、平成19年度の行政改革における機構見直し及び職員削減の観点から実施したものであり、現在も統合効果があることから当面は現状維持を考えております。</p> <p>しかし、耕作放棄地対策等の重点施策に対処するため、専任事務局長の配置等による職員増員により事務局機能の強化を図ってまいります。</p>	
13 上下水道の推進		
① 普及率の促進	<p>水道の普及率の促進については、平成21年度に大環状管工事が終了し平成22年度より基幹環状管整備と併せて、水道接続可能な集落を積極的に整備し、普及率の向上に努めてまいります。</p> <p>下水道の普及促進については、旧市街地の管渠整備は、ほぼ終了しており、現在、新市街地の整備を推進しています。平成22年度においては、荒川本郷地区の幹線及び枝管の設計を行い整備の推進に努めてまいります。</p>	

要望事項	回等	進捗状況
② 工事計画の前倒し	<p>水道の工事計画については、平成21年度に吉原区画整理地区の使用開始及び筑見地区の接続を行い、収益も伸びておりますので、その分を工事予算に投入し、少しでも早い水道整備を行う予定です。</p> <p>下水道の工事計画については、旧市街地がほぼ終了していることから、今後、新市街地を中心に、未整備地区についても家屋の建築状況を確認しながら整備を進めていく予定です。</p>	